

令和元年度丹鉄駅の賑わいづくり創出助成について

■助成内容について

- ①助成対象 京都丹後鉄道の駅舎及び駅前広場
- ②対象団体 駅所在の地域団体（自治会等）又は当該自治体が駅の賑わいに資すると認める団体。
- ③対象事業 駅の賑わいづくりにつながるイベント（ただし、平成28年4月1日以降、最初に当該助成制度を利用した時から3回以内に限る。）
- ④助成金額 3万円以内 ※1団体につき2駅まで。
ただし、1駅につき1回まで。
- ⑤対象経費 消耗品等購入費、印刷費（チラシ等）、イベント資材借上料、催し出演者謝礼など
- ⑥対象期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
※対象期間内に利用があれば遡りでの申請も可能。

■助成金の支出方法

丹鉄駅イベントを実施後、地域団体から駅所在の自治体へ書類（報告書・請求書等）を提出。駅所在自治体により提出書類の内容を確認のうえ、事務局へ送付。事務局により確認後、助成金を支出。

■提出書類

- ①イベント実施報告書（別紙様式による）
- ②領収書の写し
- ③請求書（様式は任意。宛先は「京都丹後鉄道利用促進協議会」）